

コロナ禍に対応した本会の活動報告

公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会 会長 大勝 孝雄

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。旧年中は本会に対し格別のご厚情をありがとうございます、心よりお礼申し上げます。また、本年も、貴会の益々のご発展を祈念しますとともに、なお一層本会のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、貴会の医療機関の皆様におかれましては大変なご心労のこととお察し申し上げます。

さて、コロナ禍のなかで、本会も例にもれず、昨年は密で不特定多数の方々と接触するスポーツ・敬老・市民ボランティア活動等を一切行うことができませんでした。しかし、対面しないウェブでの会議や生涯研修会と、毎月行う鍼灸マッサージ療養費取扱事務講習会は予定通り実施することができました。

【ウェブによる生涯研修会】

第1回生涯研修会は、(社)健康美容鍼灸協会会長 北川 毅先生による医学的に正しい美容鍼～コラーゲン誘発鍼の作用機序とエビデンス～を講義していただきました。

講義内容は質疑応答形式で、美容鍼のエビデンス、皮膚の機能と構造、創傷治癒機序、創傷治癒過程、血小板と成長因子についてコラーゲン誘発鍼、円皮鍼と美容鍼、美容鍼に関する特許について、美容鍼灸の可能性と展望について活発な双方向性の研修会になりました(写真1)。

第2回生涯研修会は「苦しみの支えになるために」講師はエンドオブライフ・ケア薩摩小齋平智久先生・一氏慈人先生・吉留千恵先生でした。死を前にした人にあなたは何かできますか？なぜ私だけがこんな辛い思いをするの？いっそ早く死んでしまいたい。家族や



写真1 北川 毅 著書

友人、患者さんからそんな切実な悩みを打ち明けられた時、あなたならどんな言葉をかけますか？“温かく寄り添う”といった曖昧な表現ではなく、具体的にどのように苦しむ人と私たちは関わることが出来るのか。このような疑問に対しオンラインによるロールプレイで研修しました。「反復、沈黙、問いかけ」の理解が深まりました(写真2)。

第3回生涯研修会は本会会員による症例検討会を実施しました。

知念義直(大勝鍼灸整骨院プライマリイ)は、(症例1)肝細胞癌患者の終末期に対し往療施術をした経験、(症例2)変形性膝関節症に対する往療施術、(症例3)関節リウマチによる歩行困難を訴える症例。

北村公貴(北村鍼灸療院リベラリティ)は、パーキンソン病後に脳梗塞を併発した1症例に対する鍼灸介入の効果～PDQ39, SS-QOLによる検討～。

道上大輔(みちがみ鍼灸マッサージ院)は、耳鳴りを訴える患者様への施術。

川畑亜矢子(ゆい鍼灸院)は、逆子(骨盤位)矯正の成功例と失敗例の比較検討。



写真2 小齋平智久先生とエンドライフケア薩摩の方々



写真3 ZOOM症例検討会

大田光明（鍼灸ウインザー治療院）は、带状疱疹，坐骨神経痛に対する鍼灸施術。

内田亜佳里（黎明鍼灸整骨院）は、顔面神経減圧術が適応である眼瞼痙攣患者に保存療法が有効であった1症例。

長野胡桃（黎明鍼灸整骨院）は、allodyniaが鍼刺激で劇的に改善したRSDの1症例。

林 祐一（林・窪田マッサージ指圧整骨院）は、ばね指の患者様に治療を施した一例。

村上 大（セントラル治療院はりきゅう大心）は（症例1）脳出血後遺症に対する促通反復法を行った症例（症例2）急性前骨髄球性白血病（APL）退院後での灸療法。

1症例につき20分間の質疑応答を行い，演者と参加者の活発な討議がおこなわれ改めて症例検討会の意義は大きいと考えました（写真3）。

【あん摩マッサージ指圧と鍼灸療養費の現状と本会の取組みについて】

あん摩マッサージ指圧とはり及びきゅう（以下、あはきという）施術は、柔道整復と同様に健康保険の療養費を用いることが可能で、療養費を取扱っているあはき施術所は鹿児島市にも多数存在します。

このあはき療養費は全国規模の業者の参入もあり、年々増加傾向です。しかし、療養費の増加とともに全国で不正や不適切な申請も増え、平成28年10月、南日本新聞に「モラルなき商業主義」という見出しで、2011年からの5年半で、全国の後期高齢者あはき療養費不正・不適切な請求が約4万8,000件あり約9億円が返還されたという記事が大きく掲載されるなど不正対策の必要性が取り沙汰されるようになりました。そのため厚生労働省主導による「あはき療養費検討専門委員会」で諸問題が検討され、その結果「不正対策」が平成30年10月から順次開始されました。それと同時に厚生労働省が施術者を指導・監督できる受領委任制度が開始されました。

「あはき療養費検討専門委員会」で検討された主な内容としては、同意書の無診察同意の撤廃、施術報告書の提出、頻回施術の把握、が挙げられます。

まず、同意書の無診察同意の撤廃についてですが、医師の診察なしで数年間同意書を発行してもらっていたことが新聞でも大きく掲載されるなど不正の最大な要因であるとの指摘から、これを防止するために同意書内容の

大幅な変更がありました。この同意書交付時の留意点については厚生労働省から「保険医療機関及び保険医の皆様へ」という題名でリーフレットが発信されておりますが、それまでの同意書の記入項目に新たに初回同意か再同意かを明確にすることと診察日の記載をしていただくことが追加されました。特に継続して同意書を発行する際は前回の同意書発行日以降の診察日を記入していただくことになりました。次に 施術報告書の提出ですが、これは、同意書を書いていただく患者の主治医に対して提出する書類であり、患者・患者の主治医・施術者のコミュニケーションを図り適切な施術につなげるために施術者が患者の現状・月の施術回数等を記載して、同意書発行の参考にさせていただくためのものです。その中でも月の施術回数に関してはこの度厚生労働省からも正確に記入するようにと発信があったばかりです。頻回施術の把握についてですが、これは1年以上施術を行っており、かつ月の施術回数が16回以上の場合は、その施術の必要性等を記載した理由書を毎月の療養費支給申請書に添付して保険者に提出することとなりました。現在厚生労働省もこの施術回数に関しては保険者を通じて実態調査を行っており、令和3年7月から新たな措置が講じられることが決定しました。

本会は、これまでも施術者及び施術受療者、医療機関、保険者の4者が納得できるような適正な療養費取扱いを目指しており、年1回、会全体の保険研修会を開催して療養費取扱いについての説明を行っております。この研修会は指定研修会として療養費取扱い会員には出席義務を課しております。また、新たに療養費を取り扱う予定の会員にも初心者研修会と称して療養費取扱いの心得・注意点等を説明する研修会を開催しております。更に毎月1回、10人の本会保険事務指導員が18時から24時まで保険取扱事務講習会を開催し、会員及び被保険者から預かった療養費支給申



写真4 保険取扱事務講習会

請書・同意書等の関係書類をチェックして、必要と判断された場合は会員への個別指導等も行っております。適正とみなした療養費支給申請書等には本会の受理印を捺印して鹿児島県内の国保・後期高齢者の書類をまとめて国保連合会に持参し、その席で療養費に関して気づいたことの報告や指導等も受けております。その他の保険者の療養費支給申請書等は簡易書留にて送付しております。尚、毎月の講習会で申請書等を内部チェックする過程において気づいた問題点や会員に周知徹底を促す必要があると判断された内容は「〇月の保険事務講習会の講評」と称し、会員及び一部の保険者に毎月文書またはメールで送ると同時に、一年に1回、過去の保険事務講習会の講評を一冊にまとめて「講評のまとめ平成18年4月～令和〇年〇月」として送付しております。以上、あはき療養費の現状と本会の取組みを報告させていただきました(写真4)。

本会がコロナ禍により、多様化する生活様式の変化に柔軟に対応して貴会のご指導ご協力を得て市民の健康増進に微力ではありますが邁進してまいります。